

会員医療機関様へ

NPO たより



NPO
健康情報処理センター
Aichi Health Information Center

あいら

TEL 052-241-1351 FAX 052-241-1352
ホームページ <https://npo-aichimed.or.jp>

★★ 令和8年度インフルエンザワクチン接種補助事業について ★★

事務ご担当者様

【接種補助券の有効期間について】

令和8年10月1日から令和9年1月31日

「インフルエンザワクチン接種補助事業」は、愛知県医師会と健康保険組合連合会愛知連合会との契約で、実施期間についても当該契約で決められています。

【医療機関情報・接種料金の変更について】

医療機関情報、接種料金に変更がある場合は、案内資料に同封の「医療機関情報変更届」に変更内容をご記入のうえ、FAXにてご提出をお願いします。

【当事業ワクチン接種券の使用範囲について】

- 皮下注射、鼻腔内スプレーなど、ワクチンの種類に制限なくご使用いただけます。
- 市町村のワクチン接種の助成との併用は妨げませんが、当事業ワクチン接種補助券の処理金額を減額等調整する事は出来ません。

【ご確認事項】

- 令和8年度以外の接種補助券は請求処理出来ませんので、必ず窓口でご確認ください。
本年度の接種補助券には、8年度（ピンク色）のすかし文字が印刷されています。
- 接種補助券は、必ず「医療機関控え」を切り取ってからご提出ください。
- 最終締め切り日（2月15日）以降の到着分は、請求処理が出来ません。
- 受付期限に間に合うように集荷依頼されたにも関わらず、集荷状況等の理由で受付期限に間に合わない場合は、事前にNPOあいちまでご連絡をお願いします。
- 提出する補助券が無い場合は、「送付状」のみの提出は必要ありません。
- 当事業接種補助券以外の補助券・予診票などは処理できませんので、送付しないようにお願いします。
- 「返信用封筒」に貼付してある送り状を使用して提出してください。
※貼付してある送り状以外のものは使用しないようにお願いします。
- 「返信用封筒」を提出する際は、必ず封緘してある事をご確認ください。